

## 札幌市中学校体育連盟における外部指導者について

### 1 外部指導者の条件及び立場について

- (1) 外部指導者は中学校の校長・教員以外とする。
- (2) 当該校の校長が認め、札幌市中体連に登録された者であること。各学校長は、必ず事前に面接などを行い、条件等についての相互理解を図ること。  
(北海道中学校体育大会へ出場する場合の登録については18歳以上の成人でなければならない。全国大会については、20歳以上としている。)  
※特別外部指導者も外部指導者として登録を必要とする。
- (3) 外部指導者の区分としては、活動場所が主に当該学校である指導者の場合はA登録、当該学校以外で生徒が通っている地域クラブ活動等の指導者である場合はB登録とする。
- (4) 任期は1年間とし、再任は妨げない。登録については単年度ごとに更新する。
- (5) 大会引率は、当該校の校長・教員・部活動指導員および地域クラブ活動の代表者とする。ただし、学校長の判断において必要と認められた場合には、外部指導者の引率も可能である。(様式1～3を取り交わすこと)
- (6) 札幌市中体連大会における各種目の大会要項等に示される内容の範囲で認められる。その場合の内容については、「北海道中学校体育大会における外部指導者(コーチ)の押さえと権限」に準ずる。
- (7) 監督又はベンチ内での最高責任者は当該校の校長・教員・部活動指導員および地域クラブ活動の代表者、または、学校長の判断において監督・引率者として認められた外部指導者である。
- (8) 札幌市中体連の会議及び監督会議の出席は当該校の校長・教員・部活動指導員および地域クラブ活動の代表者または、学校長の判断において監督・引率者として認められた外部指導者であり、それ以外の外部指導者は出席できない。
- (9) 外部指導者は、スポーツ傷害保険等に加入するなど、大会時の事故や傷害に対する対策を講じておくこと。ただし、その費用については、当該学校または本人の負担とする。  
(※現在、A登録の外部指導者については、札幌市教育委員会に申請すると、スポーツ傷害保険の加入手続きができる。保険料は市教委が負担している。)
- (10) 外部指導者に対する報酬等は当該校で措置する。
- (11) 外部指導者は、学校教育活動をよく理解し、大会参加の場合には審判等競技運営に協力すること。

### 2 外部指導者の登録について

- (1) 札幌市中体連への登録は、年度当初にA・B登録とも、事務局より各加盟校に登録申請書を配布し、手続きを行っている。加盟校は締切日までに外部指導者登録申請書(校長承認書)に記入し、札幌市中体連事務局へ送付することを原則とする。なお、学校事情等による期日以後の登録も認めるが、期日に間に合わない場合、札幌市の大会ではベンチ入り等が可能でも、全道大会でのベンチ入り等は、北海道中体連への報告時期の関係から認められないこともある。

- (2) A登録の外部指導者(アスリート派遣事業等)については、複数校の登録はできない。B登録の外部指導者については、複数校登録を可とするが、団体種目及び団体戦の複数校のベンチ入りは不可とする。

平成 28 年度からは、札幌市のアスリート派遣事業において、複数校へ同一の指導者が入ることがあり、大会におけるベンチ入りは複数校にならないようお願いしている。また、大会時にベンチ入りをする場合は、専門委員長へ届け出を行うこと。

### 3 その他

- (1) 外部指導者を審判(競技役員)として要請する場合は基本的には顧問と同様の扱い(昼食実行委員会持ち)となる。
- (2) 大会参加に伴って外部指導者の職場長への派遣依頼、本人への出席依頼が必要な場合は、当該学校長名で依頼する。
- (3) 外部指導者は校長からの暴力・体罰・セクハラ等による指導措置がないこととし、違反行為1回目で2年間の登録停止、2回目で資格なしとする。